

# 屋外広告物について

景観行政団体における広告景観の形成

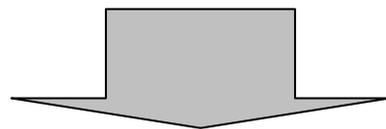
平成22年5月

北海道建設部まちづくり局

都市計画課

# 屋外広告物行政と景観行政

◎我が国の都市、農村漁村等における  
良好な景観の形成を促進  
(景観法第1条)



共通の目的



◎良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、  
又は公衆に対する危害を防止  
(屋外広告法第1条)

◎屋外広告物法の表示等は、  
景観法の届出対象の適用除外  
(景観法第16条、景観法施行令第10条ほか)



二重行政を排除



◎屋外広告物は屋外広告物条例で規制

◎景観行政団体は、**良好な景観の形成に関する計画(景観計画)**を定めることができる。  
\* 屋外広告物は選択事項

(景観計画において屋外広告物に関する事項を定めた例)

[当別町景観計画]

本町市街地地区及び太美市街地地区についての主要施策として、「住宅地の良好な景観づくりのための屋外広告物規制の促進」を定める。

→第1種低層住居専用地域を、知事告示により禁止地域とする。

景観行政と屋外広告物行政の整合

◎景観計画に広告物の表示等の制限に関する事項を定めた場合、**屋外広告物条例**は当該**景観計画に即して定める**。

# 北海道屋外広告物条例と 景観法等に定める区域

景観行政

◎景観地区（都市計画法）

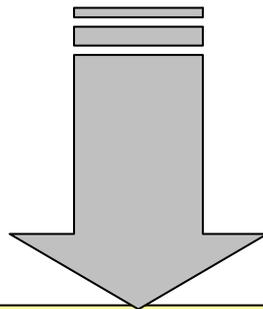
～倶知安町：ヒラフ高原、ニセコ町：ニセコアンヌプリ・モイワ山山麓地区

◎準景観地区で、市町村条例で制限を受ける地域

～現在なし

◎市町村が制定する地区計画等形態意匠条例によって制限を受ける地域

～現在なし



屋外広告物行政

◎知事が指定する区域を**禁止地域**にできる。  
（現在指定なし）

景観行政

◎景観重要建造物

～東川町(旧町役場)、札幌市(教会等)  
黒松内町(ビジターセンター等)

◎景観重要樹木

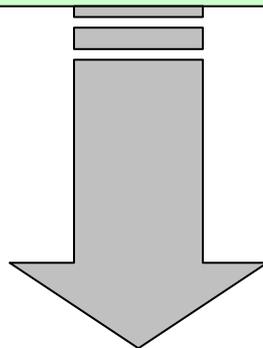
～現在なし

屋外広告物行政

◎禁止物件

景観行政

◎景観計画区域



屋外広告物行政

◎知事が指定する区域を許可地域にできる  
(現在指定なし)

◎ 景観づくりのための行為の制限

① 一般区域と広域景観づくり推進地域

② 届出対象行為

建築物・工作物の新設等のうち一定規模以上

③ 位置、規模、高さ、形態意匠などについて、  
勧告又は変更命令



◎ 地域の特性に応じて地域指定

- ・ 禁止地域
- ・ 許可地域(第1種～第6種)
- ・ 広告景観優良地区
- ・ 広告景観整備地区

(権限移譲)

○ 簡易除却: 全市町村

○ 許可・監督:

稚内市 豊富町 和寒町

剣淵町 下川町 美深町

音威子府村 中川町

登別市

# 景観行政団体における 屋外広告物条例の制定

# 景観行政団体による屋外広告物条例の制定

景観行政団体は屋外広告物条例を定めることができる。

【都道府県、政令市、中核市以外の景観行政団体】

## 条例で規定できる事項

- 広告物の表示・掲出物件の設置の禁止（禁止地域や禁止物件など）
- 広告物の表示・掲出物件の設置の制限（許可制など）
- 広告物の表示方法等の基準の設定（広告の形状、面積、色彩等）
- 違反に対する措置命令
- 罰則
- その他

・都道府県の条例で定めることにより、**都道府県、政令市、中核市以外の景観行政団体も制定が可能（法28条）**

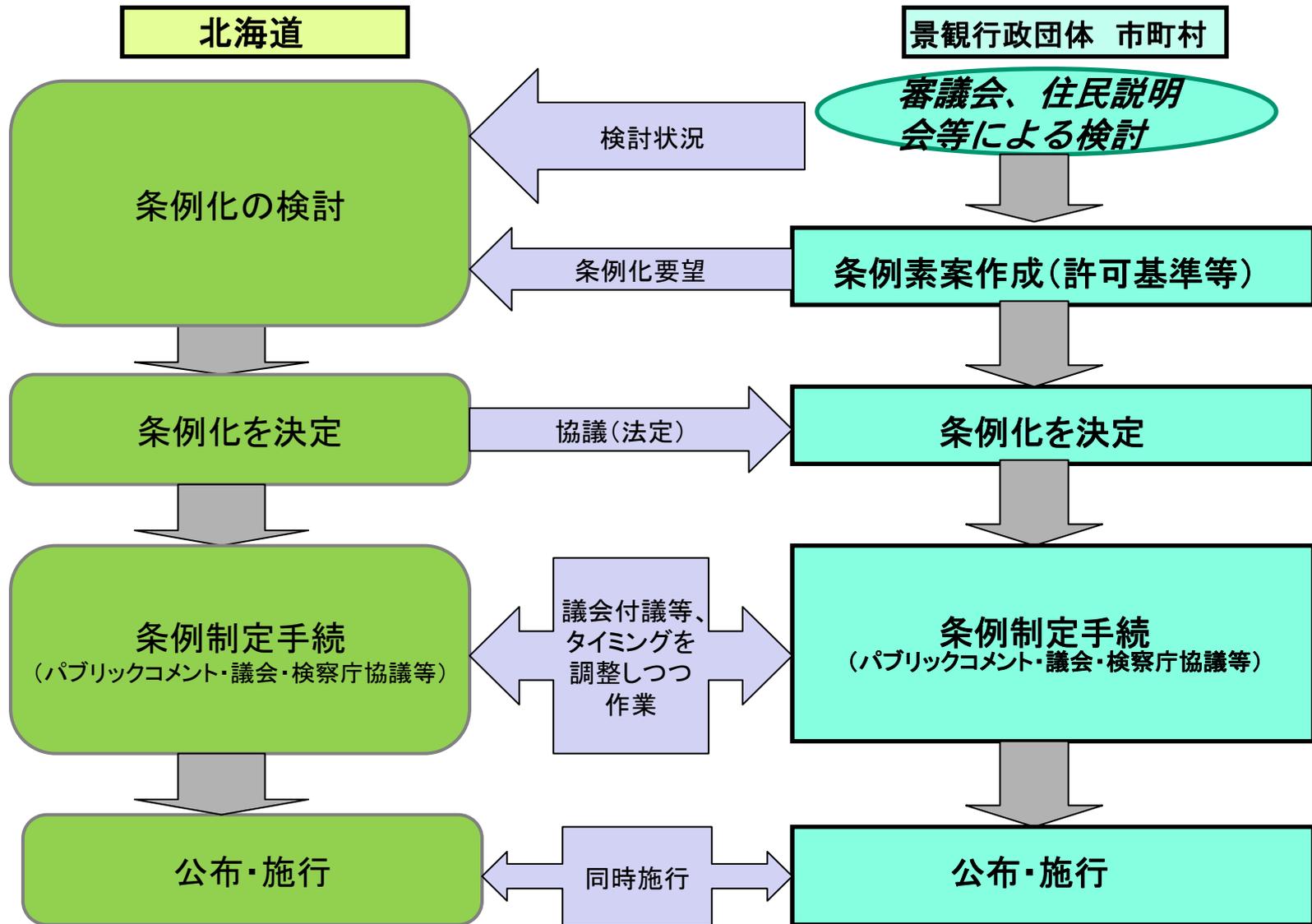
## 北海道の条例と異なる内容

- 法律の範囲内で、北海道の条例にない事項を定めたり、厳しい基準を定めることが可能
- 市町村の全部でなく一部だけを対象とすることもできる。
- 条例で規定できる事項すべてを定める必要はない。

## 条例で規定できない事項

- 屋外広告業の規制（登録制）を規定することはできない。

# 景観行政団体による屋外広告物条例制定の手続(イメージ)



# 条例制定の例(岩手県平泉町)

景観行政団体である岩手県平泉町は、平成22年4月1日から独自の屋外広告物条例を施行

○共通基準の他、町の景観計画に定められた地区区分による規制

- ・歴史景観地区
- ・風土景観地区
- ・風土景観沿道地区
- ・一般景観地区
- ・一般景観沿道地区

○県の基準と異なる規制

- ・広告物の種類による全面禁止(屋上広告物、アドバルーン、電柱そで看板)
- ・地区ごとにおけるきめ細やかな基準(高さ、面積、総量、位置、形態意匠)
- ・形態意匠に関する基準は、周辺景観との調和や、色彩、素材など細かく規定

○特例措置(規模、形態意匠など)

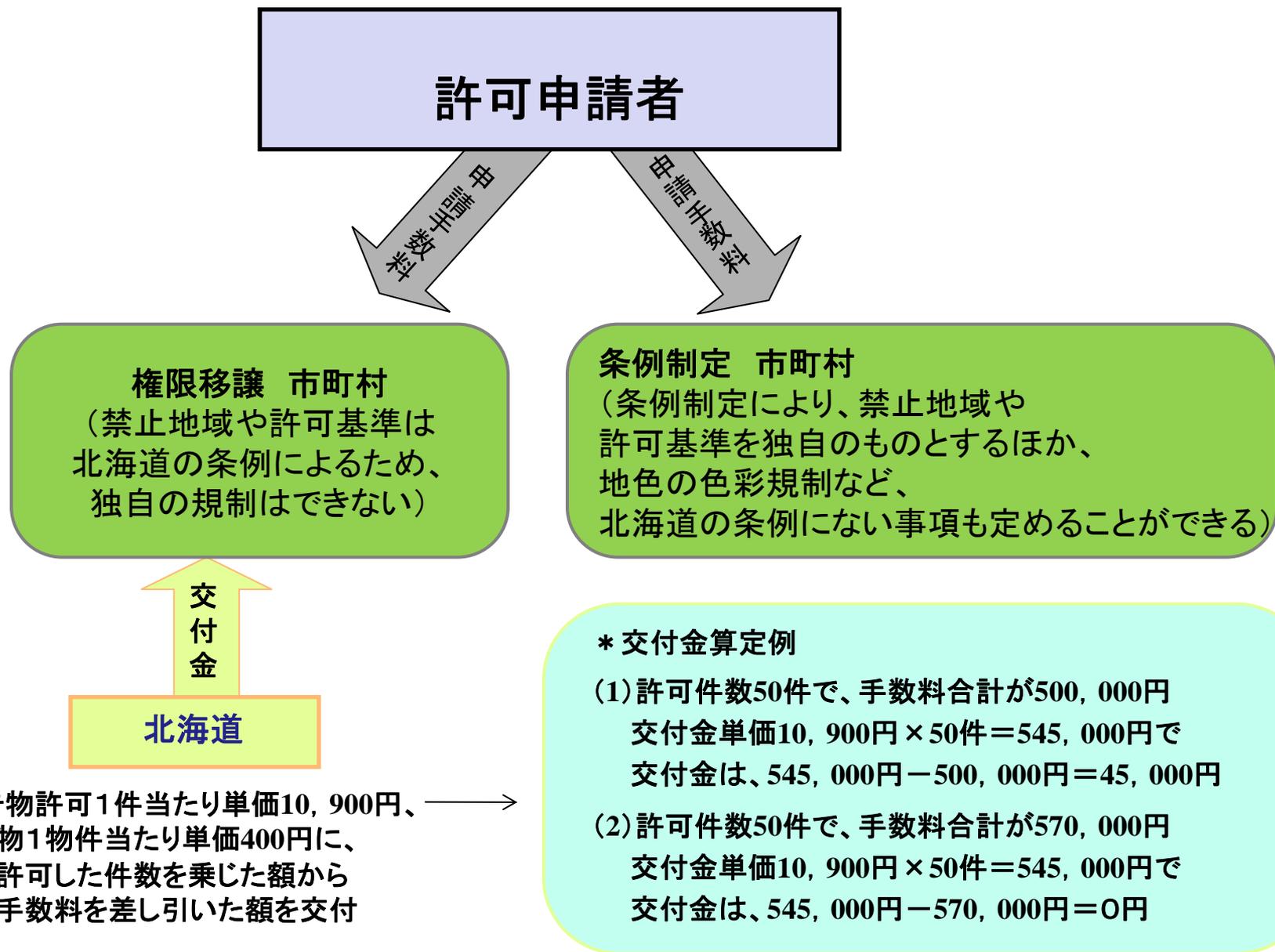
- ・景観形成の規範になるものや品格あるものなどは、例外的に表示できる

従前からの取組みのほか、背景には、2011年の世界遺産登録再挑戦もありその取組みの一環として、平泉町の景観にそぐわない屋外広告物の規制を県条例を超えて行う必要があるとの認識の高まり(町景観形成審議会等)

まちづくりアドバイザー会議(委員:建築士、デザイナー)への諮問

「平泉にふさわしい屋外広告物景観の創出」

# 権限移譲・条例制定に係る手数料収入



○固定広告物許可1件当たり単価10,900円、  
簡易広告物1物件当たり単価400円に、  
市町村が許可した件数を乗じた額から  
市町村の手数料を差し引いた額を交付